

第 8 回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 21 年 6 月 26 日（金）10:00～12:00
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 美添部会長、佐々木委員、椿臨時委員、田付専門委員、山口専門委員、
審議協力者（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、東京都、横浜市）、
調査実施者（伴国土交通省交通統計室長ほか）、
事務局（乾内閣府統計委員会担当室長、大伏総務省統計審査官ほか）
- 4 議 題 港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について

5 議事の概要

- (1) 部会長、委員、臨時委員、専門委員及び審議協力者の挨拶に引き続き、事務局から諮問の概要、諮問時における統計委員会での議論の概要について説明が行われた。
- (2) 調査実施者から港湾調査の変更内容、諮問時における委員意見に対する回答等について説明が行われた。
- (3) 事務局から港湾調査の変更について統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 10 条の規定に基づく審査基準に照らした現時点での審査の結果について説明が行われた後、審議が行われた。

この結果、①基幹統計の名称を「港湾調査」から「港湾統計」に変更すること、②調査対象港湾の見直し及び報告を求める事項の削除（陸上出入貨物調査及び上屋・倉庫・貯留場調査の廃止、調査事項としていた鉄道連絡船の削除）については、部会として了承された。

主な質問及び意見並びにこれらに対する回答の概要は以下のとおりである。

<調査対象港湾の見直しについて>

- 統計の利用の観点からは、甲種港湾から乙種港湾に変更となる港湾について、データが乏しくなることに伴う影響が気になるところであるが、今回の見直しは実態に即したものであり、特に問題はないものとする。
- 調査対象港湾の見直しは、これまでどのような周期で行われてきたのか。
- 昭和 55 年ごろまでは、現在、港湾法に基づく港湾台帳で整備されている港湾の施設に関する事項も本調査で把握していたところであり、その結果が地方交付税の算定基礎として活用されていた。このため、ほぼ毎年見直しを行ってきたところであるが、昭和 56 年以降は、適宜の時期に見直しを行ってきたところ。今後は、5 年程度の周期で定期的な見直しを行っていきたいと考えている。

<報告を求める事項の削除等について>

- 近年、在庫を持たないサプライチェーンマネジメントの導入により、物流動向が非常

に変化しており、調査のコストベネフィットの観点から、必要性が低くなっている陸上
出入貨物調査及び上屋・倉庫・貯留場調査を廃止することは適当と考える。

- 現在のように成熟経済である日本においては、港湾の量的な整備ではなく、質的な整備として、現在ある港湾の高規格化、具体的には船舶の大型化への対応、コスト削減及び時間短縮が求められており、本調査において入出港時間を調査することによって港湾における係船時間を把握することが可能となり、港湾の質的な整備、サービスの向上に資するデータとして、非常に重要な項目であると考えている。
- 陸上出入貨物調査及び上屋・倉庫・貯留場調査を廃止することは妥当と考えるが、東京港、横浜港及び川崎港の3港が一層連携を深めていくに当たっては、甲種港湾における調査票で把握しているような詳細なデータ（入出港時間等）が必要と考えている。

<集計事項について>

- 港湾統計（年報）の品種別都道府県別表（輸移出入）については、単位が記載されていないが、利便性の観点から当該表にも数値の単位を記載した方がよいのではないか。また、古い港湾統計では、品目の数量（トン数）のほかに価額（金額）も掲載されているが、現行の港湾統計では価格を把握していないのか。
 - 金額については、資源調査法（昭和4年法律第53号）に基づき港湾調査を実施していたころに把握していた過去の経緯はあるものの、港湾の開発、利用及び管理に資するという目的と税関データの活用との関係を整理することや、船舶運航事業者、港湾運送事業者等に対する実査可能性の問題もあることから、必要であれば、臨時調査を実施するなどの対応を検討することが適当と考えている。
 - 東京港の場合、9割以上がコンテナ貨物であり、そのほとんどが生活物資であるが、一部、医療機器等の高度なコンピュータもあるのが実態であり、価格や貿易額によって港湾整備の水準が決まってくるわけではないことから、港湾の整備、管理・運営の観点からは税務統計等とは分けて議論していただきたい。
- 便宜置籍船が多いとあまり意味がないのかもしれないが、港湾調査の結果として、現在、船籍別の集計は行っていないのか。
 - 船籍は、調査対象船舶を特定しその貨物の内容を把握するため、甲種港湾における調査票に記載することとなっているが、便宜置籍船のとらえ方との関係、港湾の利用状況という観点から、現在、国として全国的な集計は行っていない。
 - 外国船舶が入港していない港湾等があることや全国的な集計を行うに当たっては所要の調整が必要であることから、港湾ごとの実情に応じて対応することが適当ではないか。

<その他>

- 本調査は、港湾の整備に資する目的から、港湾の種別を貨物のトン数を基準にして区分しているが、港湾の機能の観点からみると、例えば、食料品や一般的な日用品を多く取り扱う港湾と鉱工業製品を取り扱う工場地域と密接につながっている港湾があると思われる。港湾の経済的価値という観点から、どのような利用（港湾の機能別区分）が可能か今回の調査計画の変更とは別に検討する必要があるのではないかと考える。

また、国内の流通として、自動車、鉄道、そして船舶を利用するために港湾を経由する場合があるが、全体として移入・移出の経路がどうなっているのか、経済及び環境の視点も含めて、本来のあるべき流通体系等の検討に当たっても、本調査を活用することが考えられるのではないか。

→ 主な荷姿として、一般食料品等の生活物資はコンテナ貨物、工業製品等はバルク貨物に区分されることから、経済的価値の把握の観点については、今後実施が予定されているバルク貨物流動調査（仮称）とともに、既存の一般統計調査で把握することが可能と考えている。

6 次回予定

次回は7月21日（火）16時から中央合同庁舎第4号館共用第3特別会議室で開催し、残りの論点、答申案の骨子について審議を行うこととされた。

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり>